

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣 } 各あて

選挙は、国民主権の根幹を成す民主主義の基盤であり、その自由、公正及び平穏は、何よりも優先して守られなければならない。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える不可欠の要素である。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、継続的に大声で罵声を浴びせ、また、太鼓を打ち鳴らす等、候補者の訴えをかき消す行為が確認されている。

これらの行為は、単なる意見表明の域を明らかに超え、演説を聞こうとする有権者の知る権利を直接的に侵害するとともに、候補者の選挙運動を妨害するものである。

表現の自由は、憲法第21条により最大限尊重されるべき重要な権利であるものの、他者の権利を侵害し、選挙の自由及び公正を破壊する行為までを正当化するものではない。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い、自由な意思形成を妨げる行為は、民主主義の前提条件そのものを揺るがす点において極めて悪質であり、決して看過されてはならないものである。

よって国におかれては、有権者の知る権利と、自由で公正な選挙を断固として守るため、表現行為と選挙妨害の線引きを明確にし、有権者及び候補者双方の権利が確実に守られる実効的な対応を速やかに講じられるよう、以下のことを強く要望する。

記

1. 有権者の「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える不可欠の要素であることから、公職選挙法等の法令において知る権利の保護についても明文化すること。
2. 選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害との線引きを具体的に整理し、現場の取締りや選挙管理実務における判断基準が統一されるよう、速やかに国として明確な指針を策定すること。
3. 表現の自由を尊重しつつ、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、整備された指針を着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。